

1 鑑定の要否についての意見

医学的見地からみて、後見等開始の判断をするために鑑定が

必要である

不要である — 植物状態である 植物状態に準ずる状態である

— 理解能力がなく、検査を実施できない

— その他 ()

2 鑑定を実施する場合 (1で不要とされた場合でも、裁判所の判断で実施することがありますので、ご記入ください。)

鑑定を担当してよい。

(1) 鑑定料 (検査料込み) 3万円 5万円 その他 ()

(2) 鑑定期間 (概ね1か月程度を目安とお考えくださると助かります。)

_____日程度を要する。

(3) 鑑定の依頼方法

直接連絡してほしい。(連絡先電話番号: _____)

勤務先の事務担当者 (担当者名: _____) に連絡してほしい。

(4) 「鑑定書作成の手引き」の送付について 不要 必要

鑑定を担当できないが、下記の医師を紹介できる。

氏 名: _____ 所属病院: _____

連絡先 (住所) _____ (電話) _____

3 その他留意事項

本診断書を作成される主治医の方へ

本診断書及び診断書附票は、成年後見関係事件の審理の参考資料といたします。鑑定を行う場合、診断書附票で「鑑定を担当してよい」と回答いただいた主治医の方には、改めて家庭裁判所から正式な鑑定依頼を差し上げます。

成年後見制度における鑑定は、「医師その他適切な者」とされており、精神科専門医に限定されているわけではありません。また、訴訟事件における鑑定とは異なり、通常、鑑定人に家庭裁判所へお越しいただくことはありません。

鑑定書の作成方法については、最高裁判所ホームページ (<http://www.courts.go.jp>) 内の「裁判手続の案内」, 「家事事件」からも取り寄せることができますので、併せてご利用ください。

宮崎家庭裁判所後見センター 0985-68-5144 (ダイヤルイン)